



福祉と介護

生活の福祉

問 市民福祉部社会福祉課(本庁舎) ☎35-2156 FAX32-9709

生活保護

生活保護は、世帯の収入、資産、各種援助制度等を活用しても最低限度の生活を維持できない方を保護します。

保護の種類	内容
生活扶助	日常生活に必要な費用
教育扶助	義務教育に必要な費用(教材代等)
住宅扶助	住宅の維持に必要な費用、家賃等
医療扶助	診療、治療費、薬代等医療に伴う費用

保護の種類	内容
介護扶助	介護保険に伴う費用
出産扶助	出産に伴う費用
生業扶助	生業費用、技能習得費用(高校就学費用)
葬祭扶助	葬祭に必要な費用

横手市自立相談支援窓口

問 横手市自立相談支援窓口(本庁舎) ☎32-6101

さまざまな事情により経済的に困りの方を相談支援員がサポートします。

障がい者福祉

問 市民福祉部社会福祉課(本庁舎) ☎35-2132 FAX32-9709

各地域局市民サービス課(横手地域局は社会福祉課へ)

増田地域局 ☎45-5514 平鹿地域局 ☎24-1114 雄物川地域局 ☎22-2157 大森地域局 ☎26-2115
 十文字地域局 ☎42-5114 山内地域局 ☎53-2933 大雄地域局 ☎52-3905

障がい者基幹相談支援センター
 地域生活支援センターのぞみ ☎35-5781

身体障害者手帳

身体に障がいがある方に交付され、障がいの程度により1級から6級の区分があります。手帳の交付には申請が必要です。

療育手帳

知的障がいがあると判定された方に交付され、障がいの程度によりAまたはBの区分があります。手帳の交付には申請が必要です。

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方に交付され、障がいの程度により1級から3級の区分があります。手帳の交付には申請が必要です。

諸手当

名称	対象者	支給額	支給時期	備考
特別障害者手当	在宅の20歳以上で常時特別な介護が必要な重度心身障がい者	月額 27,980円	2、5、8、11月にそれぞれの前3カ月分が支給されます。	所得制限あり
障害児福祉手当	在宅で20歳未満の重度心身障がい児	月額 15,220円	2、5、8、11月にそれぞれの前3カ月分が支給されます。	所得制限あり
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいのある20歳未満の児童の監護者	1級月額 53,700円 2級月額 35,760円	4月(12月～3月分)、8月(4月～7月分)、11月(8月～11月分)の年3回支給されます。	所得制限あり
重度心身障害児養育手当	身体障害者手帳(1・2級)または療育手帳(A)をお持ちの18歳未満の児童を養育している方	月額 5,000円	9、3月にそれぞれの前6カ月分が支給されます。	所得制限なし

※金額は変更される場合があります。



各種助成制度

名称	対象者	備考
自動車税種別割・環境性能割の減免	身体障害者手帳、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方を対象に自動車税種別割・環境性能割の減免を行います。	身体障害者手帳の交付を受けている方は、障がいの種類により対象となる等級が異なります。
旅客鉄道株式会社運賃の割引	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方とその介護者を対象に運賃を割引します。	乗車券購入の際に障害者手帳を提示してください。なお、障害者手帳の種類や等級により割引内容が異なります。
国内航空旅客運賃の割引	満12歳以上の身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者手帳の交付を受けている方とその介護者を対象に運賃を割引します。	航空券購入の際に障害者手帳を提示してください。なお、航空会社や路線によって割引内容が異なります。
バス運賃の割引	身体障害者手帳(第1種)または療育手帳Aの交付を受けている方は本人およびその介護者1名、身体障害者手帳(第2種)または療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は本人を対象に運賃を割引します。	バス乗車の際に障害者手帳を提示してください。なお、バス会社により定期券や高速バスなどの割引内容は異なります。
タクシー運賃の割引	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方を対象に運賃を10%割引します。	タクシー降車の際に障害者手帳を提示してください。なお、自動車会社により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方も対象となる場合があります。
タクシー券の交付	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方を対象にタクシー券を月2枚交付します。また、身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方で週2回以上人工透析による治療のために医療機関に通院している方はタクシー券の代わりに交通費の助成を受けることもできます。	
有料道路通行料の割引	障がい者本人が運転する場合は身体障害者手帳の交付を受けている方、障がい者本人が同乗し、障がい者本人以外の方が運転する場合は身体障害者手帳(第1種)または療育手帳Aの交付を受けている方を対象に有料道路通行料金の割引を行います。	
NHK受信料の減免	世帯構成員全員が市民税非課税で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方を対象に全額免除します。また、受診契約者が世帯主で視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けている方、受診契約者が世帯主で身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方を対象に半額免除します。	
郵便等による不在者投票	両下肢、体幹、移動機能障がいの身体障害者手帳1～2級、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫の障がいの身体障害者手帳1～3級の交付を受けた方を対象に郵便による不在者投票ができます。	左記の障がいと同程度である旨の秋田県知事の証明書の交付を受けると対象になる場合があります。
所得税および住民税の所得控除	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保険福祉手帳1級の交付を受けている方は、所得申告の際に次の金額を所得から差し引くことができます。 (所得税の所得控除40万円 住民税の所得控除30万円) 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保険福祉手帳2～3級の交付を受けている方は、所得申告の際に次の金額を所得から差し引くことができます。 (所得税の所得控除27万円 住民税の所得控除26万円)	申告する際に手帳を提示してください。
福祉医療制(マル福制度)	身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aの交付を受けている方、身体障害者手帳4～6級の交付を受けている65歳以上の方を対象に医療費の自己負担分を助成します。	身体障害者手帳4～6級の交付を受けている65歳以上の方には本人、配偶者、扶養義務者について所得制限があります。また、社会保険加入者本人は対象外です。
携帯電話基本使用料の割引	障害者手帳の交付を受けている方を対象に携帯電話基本使用料の割引を行います。	各携帯電話会社ごとに対象者や割引内容が異なります。
心身障害者扶養共済制度	知的障がいのある方、身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方、精神または身体に永続的な障がいのある方で、知的障がいや身体障害者手帳1～3級と同程度の障がいと認められる方を扶養している65歳未満の方を対象に毎月一定の掛け金を納めることにより、障がい者に終始一定額の年金を支給します。	加入時の年齢により掛け金は異なります。



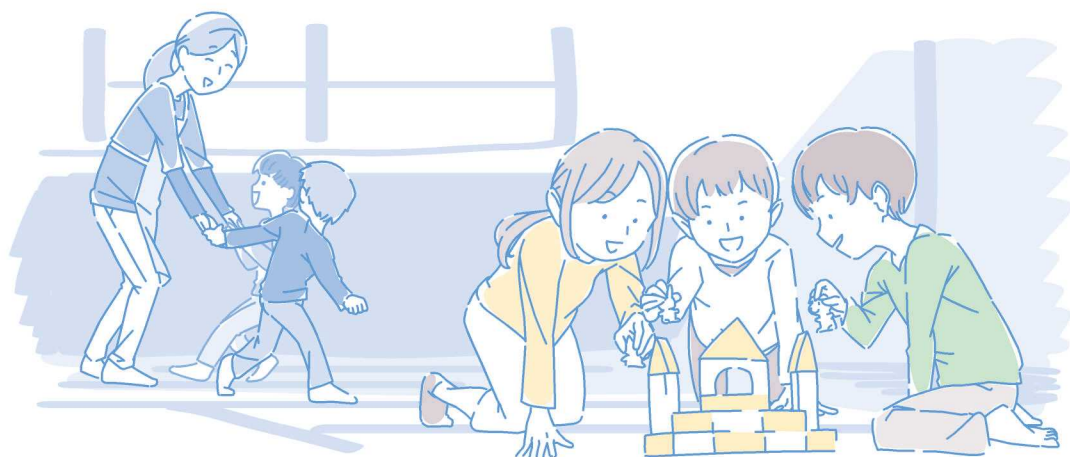
障がい福祉サービス

●給付費制度の支給決定の流れ

【相談】⇒【調査】⇒【認定】⇒【サービス利用計画の作成】⇒【支給決定】⇒【契約】⇒【サービス利用】

どんなサービスがあるの？ 障害者総合支援法等で使えるサービスは次のようなものがあります

障害者通所支援	児童発達支援	障がいのある子どもたちに対し、集団への適応訓練などの支援を行います。
	医療型児童発達支援	障がいのある子どもたちのための医療機関で行うデイサービスです。
	放課後等デイサービス	就学されている障がいのある子どもたちに対し、学校終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対し集団生活に適応するための支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成を行います。
	地域移行・定着支援	施設や病院から退所・退院される障がい者に対して、地域での生活に移行するための支援を行います。
	障害児相談支援	児童通所支援サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成を行います。
介護給付	居宅介護	ヘルパーが家に来て、身の回りの手伝いをします。(着替えの手伝い・食事の用意・部屋の掃除や洗濯の手伝いなど)
	重度訪問介護	ヘルパーが、体に重い障がいのある人の家に来て、日常生活や、外出の手伝いをします。
	行動援護	重い障がいのある人のことをよくわかっているヘルパーがそばにいて、安心して外出活動できるよう、支援してくれます。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	短期入所(ショートステイ)	家族に用事があるときなどに、施設に短期間泊まることができます。
	療養介護	重い障がいのある人が、入院して医療を受けながら、日常生活の手伝いを受けることができます。
	生活介護	施設で、日中活動の支援を受けることができます。(入浴・トイレ・食事の手伝い・作業など)
	施設入所支援	日常生活の手伝いを受けながら、施設で暮らすことができます。



訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	障がいのある人が、体をうまく動かすことができるように訓練を受けることができます。
	自立訓練(生活訓練)	障がいのある人が、地域の生活で困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を受けることができます。
	就労移行支援	障がいのある人が、就職するための訓練を一定の期間受けることができます。仕事探しの相談にも応じます。
	就労継続支援	就労に必要な訓練を継続して受けることができます。
	就労定着支援	一般就労した障がいのある人の、就労に伴う生活面の課題に対し、必要な連絡調整や指導・助言を受けることができます。
	自立生活援助	障害者支援施設等を利用していた人で、一人暮らしを希望する人に対し、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応等の支援を行います。
	共同生活援助(外部サービス利用型)	障がいのある人たちが、アパートや一戸建で一緒に暮らします。世話人から、日常生活の手伝いを受けることができます。(お金の管理・食事の用意など)
	共同生活援助(介護サービス包括型)	障がいのある人たちが、アパートや一戸建で一緒に暮らします。世話人や生活指導員から日常生活の手伝いを受けることができます。(入浴・トイレ・食事の手伝い・お金の管理など)

市ではこんなサービスも行っています

地域生活支援事業	相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などの支援を行います。
	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
	日常生活用具給付事業	重度の障がい者に対して、日常生活用具の給付または貸与、住宅改修費の助成を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に対して、外出の際の移動を支援します。
	地域活動支援センター事業	障がい者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行います。
	訪問入浴サービス事業	身体障がい者の居宅を訪問し、入浴サービスの提供を行います。
	日中一時支援事業	一時的に見守りなどの支援が必要な障がい者や障がい児に対して、活動の場を提供します。
	社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動の実施や点字・声の広報の発行、自動車運転免許取得費・改造費の助成など、障がい者の社会参加を促進します。



広告

誰もが安心して、
ひとりひとりの暮らしが
実現できるように

介護と福祉のことなら

社会福祉法人
ファミリーケアサービス

〒013-0044
横手市横山町1-1
TEL:0182-33-7777
FAX:0182-33-7722




自立支援医療制度

障がい者、障がい児が心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を指定自立支援医療機関から受けた場合支給されます。自立支援医療対象者は、従来の更生医療、育成医療、精神通院医療の対象疾病である方です。(世帯の所得制限があります)

補装具

身体障がい者の体の不自由なところを補い、日常生活や職業生活を容易にするため、身体障害者手帳の交付を受けている方を対象に補装具の購入または修理にかかる費用の一部を助成します。必ず補装具を購入または修理する前に申請してください。原則として費用の1割が自己負担になります。ただし、市民税非課税世帯の方は無料です。

地域包括支援センター

☑ 福祉・介護でお悩みの際は地域包括支援センターへ

東部地区〔横手・山内地域〕	→東部地域包括支援センター(本庁舎)	☎35-2160
南部地区〔十文字・平鹿・増田地域〕	→南部地域包括支援センター(十文字庁舎)	☎35-2177
西部地区〔大森・大雄・雄物川地域〕	→西部地域包括支援センター(大森町高齢者等保健福祉センター)	☎35-2135

地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターとは、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等の専門職が連携して、高齢者の皆さんが長年住み慣れた地域で、活動的に自立した日常生活が継続できるように支援していくところです。

●基本的な役割について

総合相談

介護、福祉、健康、医療などに係る総合的な相談窓口です。

介護予防

生活機能の低下が見られる方と要支援と認定された方の介護予防に向けたケアプランの作成や調整を行います。

地域のネットワークづくり

高齢者の方々が暮らしやすい地域づくりを目的に、関係機関や関係職種とのネットワークづくりを構築していきます。

権利擁護

高齢者の権利や財産を守るため、虐待や消費者被害などの防止を図れるよう権利援護支援を行います。



福祉と介護

広告

ケアステーションココロ

 指定居宅介護支援・訪問介護事業所

■ 介護申請の代行 ■ ケアプラン作成
 ■ ホームヘルプ(身体介護 生活援助)

(有)ヨコテケアステーション
 〒013-0031 横手市鍛冶町 3-31
 TEL.0182-35-5224
 FAX.0182-35-5332
 E-mail: i.cocoro-yokote@proof.ocn.ne.jp

運動特化型 介護予防サービス
デイサービス アクティブ
 Day Service Active

専門家による機能訓練と、最新のマシンを取り揃えた、フィットネス感覚の介護保険適用「運動特化型のデイサービス」です。

営業時間 午前の部 9:00～12:05
 午後の部 13:30～16:35
 定休日 毎週土・日曜日

施設見学、 随時受付中!

横手市十文字町十五野新田字十文字下タ6番地6
 ☎ 0182-23-8501
 FAX 0182-23-8521
 ※送迎付き ※ご利用定員 午前/午後各10名
 株式会社 MITSUHASHI

宅配クック123の
 お弁当サービスはこんなにうれしい!!

まとめてのご予約は不要です。
1食からお届けします!

前日夕方までのご注文で
翌日よりお届けします。

日曜・祝日もお届けします!

安否確認サービス!!

毎日のことだから、
 確かな美味しさを
 お届けします。

株式会社 **イワミヤ**
 横手市横手町字五ノ口30-1
 TEL 0182-32-1232
 FAX 0182-32-7653
 横手店

◎こんなときお気軽にセンターへご相談ください

- どんな福祉サービスがあるのか知りたい。
- 介護保険制度や介護サービスについて聞きたい。
- 認知症のことで悩んでいる。
- 介護が必要な状態でないが、健康の維持に不安がある。
- 介護認定の申請をしたら「要支援1」「要支援2」の結果が届いた。
- 家での介護が大変でとても疲れている。
- 財産の管理に自信がなくなった。
- 虐待にあっている人がいる、または虐待をしてしまう。
- 悪質な消費者被害にあった。 など

在宅介護支援センター

相談を受け付け集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための窓口として、在宅介護支援センターが各地域にあります。

施設名	所在地	電話番号
横手市社会福祉協議会 横手福祉センター	卸町5-10	☎33-8668
在宅介護支援センタービハラー横手	上境字谷地中139	☎35-5434
やすらぎの苑在宅介護支援センター	杉沢字中杉沢400	☎33-4401
老人介護支援センターすこやか横手	横山町1-1	☎33-7777
横手市増田在宅介護支援センター	増田町増田字七日町177	☎45-4411
横手市平寿苑在宅介護支援センター	平鹿町浅舞字蔭沼289	☎24-3282
横手市雄物川在宅介護支援センター	雄物川町今宿字鳴田1	☎56-2072
横手市十文字町在宅介護支援センター	十文字町梨木字御休ノ上29	☎42-5858
横手市山内在宅介護支援センター	山内土淵字鶴ヶ池31-3	☎53-3009
老人介護支援センターすこやか大雄	大雄字八柏谷地103-1	☎56-5055

広 告

**介護・高齢者福祉なら「花むつみ」へ
お気軽にご相談ください**

花むつみ

- 特別養護老人ホーム(定員29名)
- ショートステイ(定員28名)
- 小規模多機能の家花むつみ(定員29名)
- 小規模多機能の家サテライト花むつみ(定員18名)
- 炭酸の湯ほっとデイ(定員10名)
- 居宅介護支援 介護の相談所

入所施設
宿泊希望の方へ!
デイ・ショートステイ・訪問3つのサービス1箇所!
デイサービスでいきいき!
ハツラツ!
何でもご相談ください!

社会福祉法人 一真会
ISSHINKAI social welfare corporation

〒019-0514 秋田県横手市十文字町睦合字川井川47番地
TEL 0182-55-3315 FAX 0182-55-3316
URL: <https://isshin-group.net/>

<http://isshin-group.net/>

優しさと思いやりの空間。
「我が家」のように、ゆっくりくつろげる
“いこい”の場

ケアプラン作成 介護相談
有料老人ホーム ショートステイ
福祉用具レンタル 介護用品販売

介護のことならお気軽にご相談ください!

株式会社 ユウメディカル
いこいの里
ユウメディカル <http://yumedical.jp/>

ショートステイ いこいの里 増田
横手市増田町増田字上町 155-7
TEL.0182-55-1717

有料老人ホーム いこいの里
横手市大森町十日町字東二ツ森24
TEL.0182-26-4600

高齢者福祉

問 市民福祉部まると福祉課(本庁舎) ☎23-5881

各地域局市民サービス課(横手地域局はまると福祉課へ)

増田地域局 ☎45-5514 平鹿地域局 ☎24-1114 雄物川地域局 ☎22-2157 大森地域局 ☎26-2115
 十文字地域局 ☎42-5114 山内地域局 ☎53-2933 大雄地域局 ☎52-3905

介護予防・生きがい活動支援事業

事業名	内容	対象者
はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	「はり・きゅう・マッサージ施術券」を年12枚交付します。 ※市登録の施術所をご利用ください。	4月1日現在で75歳以上の方

※料金や対象者、実施内容等の詳細は、各地域局市民サービス課またはまると福祉課へお問い合わせください。(横手地域はまると福祉課へ)

広告



社会医療法人 興生会
横手興生病院

介護老人保健施設

やすらぎの苑

- 一般入所・短期入所
- 通所リハビリテーション
- 訪問リハビリテーション
- 居宅介護支援事業所(やすらぎケアサービス)
- 在宅介護支援センター

ご利用者様の目線に寄り添った
良質な介護サービスを提供いたします。

〒013-0001
横手市杉沢字中杉沢400番地
TEL 0182-33-4001
FAX 0182-33-6644

地域の中で
ふつうに暮らしたい。
そんな願いに応えます。

合同会社 Goya

横手市杉沢字鶴谷地106-2

デイサービス **ごやさん**

TEL.0182-32-9372
FAX.0182-23-5737

ケアサポート **たんさ**

TEL.0182-33-2551
FAX.0182-38-8170

地域の方々の生活に寄り添い
質の高い介護サービスを
提供いたします!

訪問介護サービスそよ風

横手市雄物川町今宿字今宿71

TEL.0182-38-8306

ホームヘルプサービス はあと

羽後町西馬音内字中野153-6

TEL.0183-55-8781



福祉と介護



あなたの「困り事」が
「私達の仕事」です

便利屋まごの手

生前整理・遺品整理

お部屋のかたづけや大切な思い出の整理を
遺品整理士がお手伝いさせていただきます。

ハウスクリーニング 引っ越し・家具移動

雪下ろし・排雪 産廃・運搬 草刈り・除草

株式会社 **ベストアドバンス**
Best Advance CO., LTD

〒013-0102 横手市平鹿町醍醐字醍醐100-6
FAX:0182-23-9501
E-mail:magohand@violet.plala.or.jp

TEL.0182-25-3421

生活支援事業

事業名	内容	対象者
緊急時あんしんボタン配布事業	かかりつけ医や緊急連絡先などの情報を保管するボタン状の容器を配布します。 自宅での緊急時に救急隊員などが必要な情報を把握でき、適切で迅速な対応につながります。	概ね65歳以上の方で ・一人暮らしの高齢者 ・高齢者のみの世帯 など
配食サービス事業	食事の調理が困難な方や栄養管理が必要な方を対象に、夕食を配達し、併せて安否確認を行います。	・要支援認定者 ・基本チェックリストによる事業対象者 ※サービス計画書(ケアプラン)により、栄養改善が望ましいとされる方
移送サービス事業	身体的な理由で一般の交通機関を利用することが困難な方に対し、自宅から医療機関への入退院や通院までの区間を移送用車両にて送迎します。	65歳以上の在宅の方で寝たきりで座位保持ができず、要介護認定で要介護4または5の方
一人暮らし高齢者等 雪下ろし雪寄せ支援事業	①雪下ろし 現に居住している住民の屋根の雪下ろし作業にかかる経費の一部を助成します。 ②除排雪 市の除雪車が出動した日に、1日1回道路に面する間口から家屋玄関までの雪寄せ作業を行います。	65歳以上のみの世帯や、心身状態により独力で雪下ろしや雪寄せをすることが困難であり、親族や近隣者等からの援助を得ることができない世帯(市民税非課税または均等割のみ課税世帯)
見守り安心事業	自宅のトイレに通信機能付きの電球を設置し、一定時間操作が無い場合に緊急連絡先へ連絡し、日常的な見守りを行います。	75歳以上の方で ・一人暮らしの高齢者 ・高齢者のみの世帯 ・身体障がい者のみの世帯 など
交通助成券交付事業	市内の交通機関で使用できる交通助成券を交付します。	自家用車を持たない世帯の75歳以上の高齢者

※料金や対象者、実施内容等の詳細は、各地域局市民サービス課またはまるごと福祉課へお問い合わせください。(横手地域はまるごと福祉課へ)

広告

社会福祉法人 横手福寿会

<https://yokote-fukuzyukai.jp>




■介護老人保健施設 りんごの里福寿園
[入所サービス、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション]
〒019-0703 秋田県横手市増田町吉野字梨木塚100-1番地
TEL:0182-45-3131・FAX:0182-45-3300



大切にしています、心のふれあい。

□横手



■りんごの里福寿園 居宅介護支援センター
〒019-0701 秋田県横手市増田町増田字土肥館171番地
TEL:0182-45-5566・FAX:0182-38-8831

■りんごの里福寿園 訪問介護センター
〒019-0701 秋田県横手市増田町増田字土肥館171番地
TEL:0182-45-5567・FAX:0182-38-8831

■認知症対応型共同生活介護 ひだまりの家
〒019-0703 秋田県横手市増田町吉野字梨木塚101-1番地
TEL:0182-55-1414・FAX:0182-45-5577

■認知症対応型共同生活介護 ひなたの家
〒019-0703 秋田県横手市増田町吉野字梨木塚95-2
TEL:0182-55-1158・FAX:0182-45-2280

□秋田



■短期入所生活介護 ショートステイ ラ・ポア・ラクテ
〒010-0851 秋田県秋田市手形字西谷地1-2
TEL:018-893-3221・FAX:018-893-5778



福祉と介護

人と共に 自然と共に 地域と共に



グループホーム 樹の里おおもり
横手市大森町字町田39-1
TEL.0182-26-8930
FAX.0182-26-8931



ショートステイ かつろぎの里おおもり
横手市大森町板井田字タモノ木148-1
TEL.0182-56-4088
FAX.0182-56-4089



介護福祉タクシー こすもす
横手市大森町字大中島308-2
TEL/FAX.0182-26-2660

合資会社 大森産業

代表 佐々木 拓郎

横手市大森町大中島308-2
TEL.0182-26-3173 FAX.0182-26-2660

家族介護支援事業

事業名	内容	対象者
介護用品支給券支給事業	在宅で介護を受けている高齢者等の介護用品購入用に、「介護用品支給券」を支給します。	介護認定で3.4.5と認定された高齢者の介護をしている家族。
あんしん見守りシール交付事業	認知症等による徘徊行動が見られる高齢者等を対象に、無料で「あんしん見守りシール」を配布します。シールを活用し、行方不明者の早期発見・保護が期待されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で、徘徊行動のある者 ・満40歳以上で、医師により認知症と診断され徘徊行動のある者

※料金や対象者、実施内容等の詳細は、各地域局市民サービス課またはまるごと福祉課へお問い合わせください。(横手地域はまるごと福祉課へ)

敬老事業

事業名	内容	対象者
敬老事業補助金	多年にわたり地域社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、世代間交流による長寿を祝う行事を実施する経費の一部を補助します。	75歳以上の高齢者を対象とした敬老事業を実施する団体
長寿祝金支給事業	100歳：賀詞と祝金(商品券)を贈呈します。 88歳：賀詞を贈呈します。	市内に10年以上住民登録している方で、100歳に達する方、および年度内に88歳に達する方

※料金や対象者、実施内容等の詳細は、各地域局市民サービス課またはまるごと福祉課へお問い合わせください。(横手地域はまるごと福祉課へ)



知っていますか？

障がいのある人・関連する設備を示すマーク

見かけたら障がいのある人へご配慮をお願いします



耳マーク



耳が不自由であること、及び耳が不自由な人への配慮を示すマークです。

(出典：(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

(出典：厚生労働省)

オストメイト/オストメイト用設備マーク



人工肛門、人工膀胱がある人、またそうした人のための設備があることを示すマークです。

(出典：(公財)交通エコロジー・モビリティ財団)

障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、設備であることを示す世界共通のマークです。

(出典：(公財)日本障害者リハビリテーション協会)

聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)



聴覚が不自由なことが理由で免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。

(出典：警察庁)

身体障害者標識(身体障害者マーク)



肢体が不自由なことが理由で免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。

(出典：警察庁)

ハート・プラスマーク



見た目ではわかりにくい、体の中に障がいがあることを示すマークです。

(出典：(特非)ハート・プラスの会)

介護保険

問 市民福祉部まると福祉課(本庁舎) ☎35-2134

各地域局市民サービス課(横手地域局はまると福祉課へ)

増田地域局 ☎45-5514

平鹿地域局 ☎24-1114

雄物川地域局 ☎22-2157

大森地域局 ☎26-2115

十文字地域局 ☎42-5114

山内地域局 ☎53-2933

大雄地域局 ☎52-3905

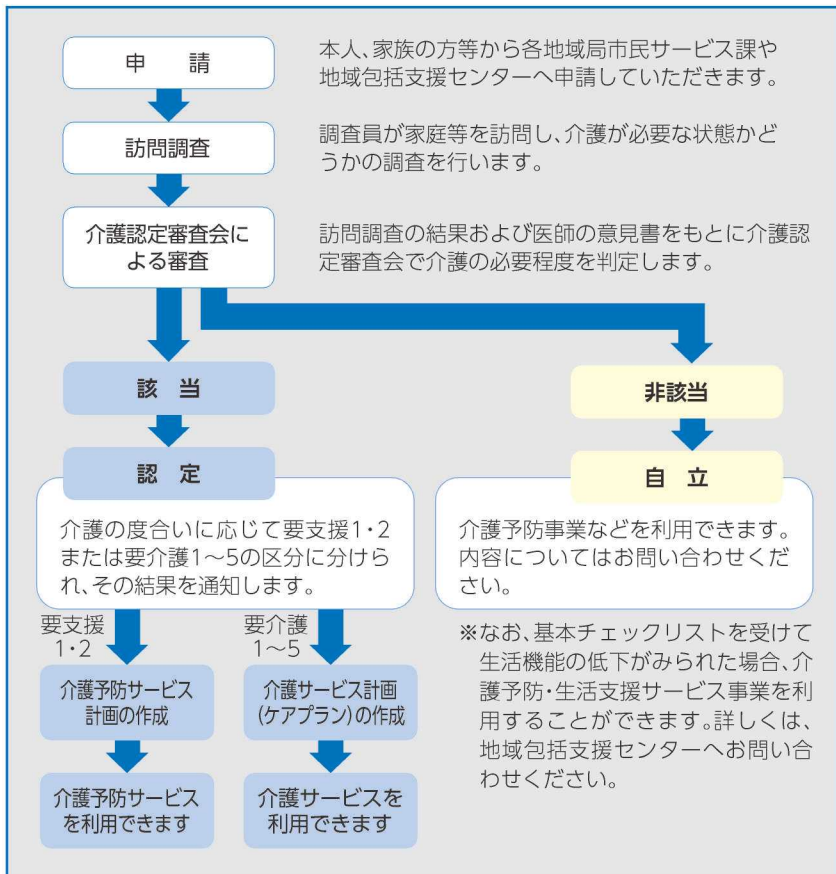
対象者

第1号被保険者…65歳以上の方

第2号被保険者…40歳から64歳までの方で医療保険に加入している方

介護保険サービスを受けるための手続き

介護サービスを受けるには申請をしていただき、介護が必要であると認定される必要があります。



利用できる介護サービス

●在宅サービス

- ・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所サービス・福祉用具貸与
- ・福祉用具購入費の支給・住宅改修費の支給
- ・特定施設入所者生活介護・居宅介護支援

●地域密着型サービス

- (※横手市の方のみ利用可能)
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護※要介護1以上
 - ・認知症対応型通所介護
 - ・小規模多機能型居宅介護
 - ・グループホーム※要支援2以上
 - ・地域密着型特定施設入居者生活介護※要介護1以上
 - ・地域密着型介護老人福祉施設※要介護3以上

●施設サービス

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)※要介護3以上
- ・介護老人保健施設・介護医療院

次のサービスは、現時点で横手市にはないサービスです。

- ・夜間対応型訪問介護
- ・複合型サービス
- ・介護医療院



福祉と介護



広告

介護保険料の納め方

被保険者の区分	納付方法
第1号被保険者	介護保険料はご本人の所得や世帯員の住民税課税状況により決定され、原則として、年金から差し引かれます。ただし、年金額が年額18万円未満の方等は、納付書により個別に納めていただけます。
第2号被保険者	加入している医療保険の保険料に上乗せして納めていただけます。

介護でお悩みの際はお近くの地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。
センターの詳細は72ページへ。

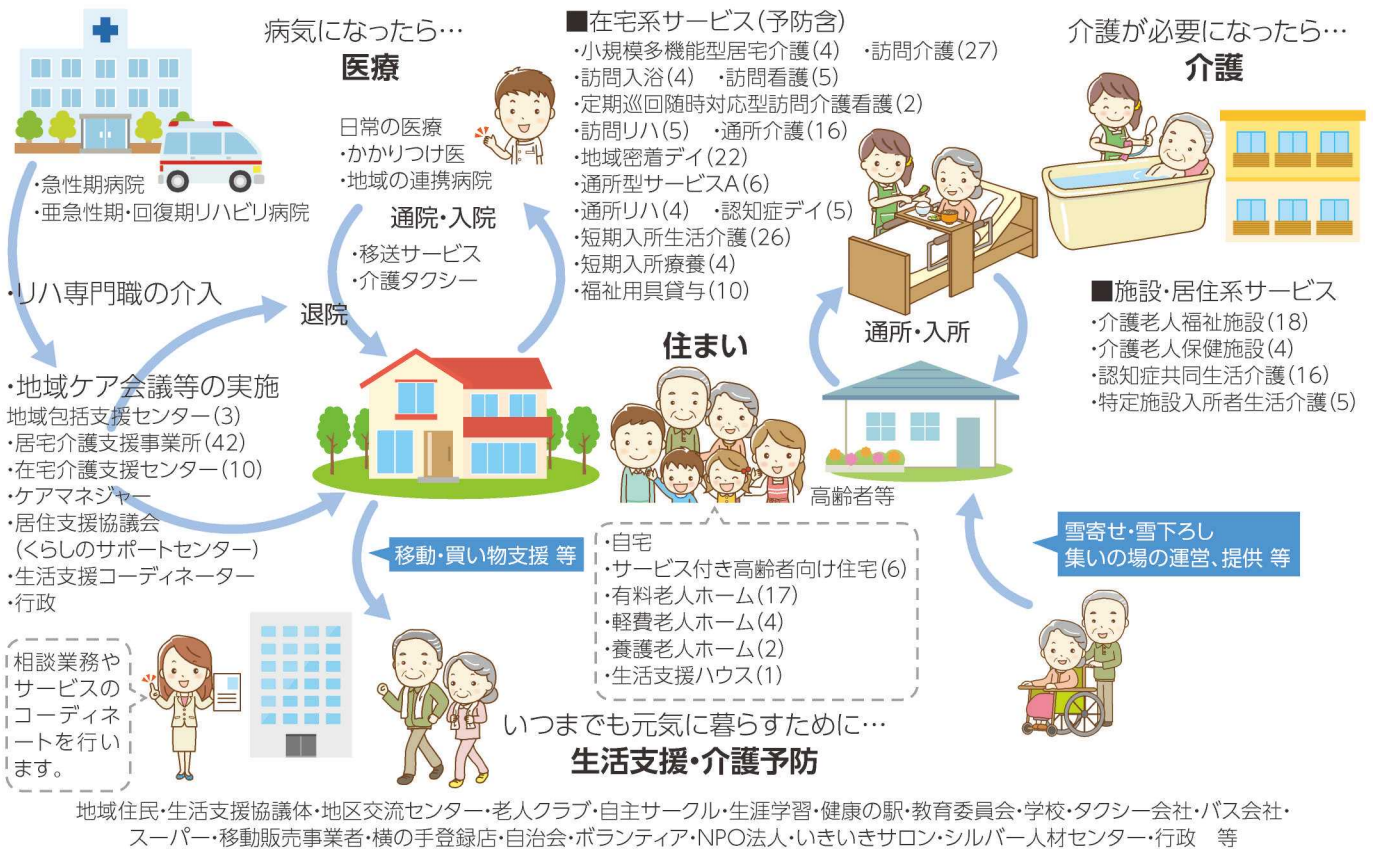
転入・転出される時

65歳以上の方(40歳~64歳までの要介護・要支援認定者を含む)の転入・転出の手続きは次のとおりです。

転入したとき	前住所地で要介護認定を受けていた方は、要介護・要支援認定新規申請手続きを行います。 ※前住所地で発行された受給資格証明書が必要です。
転出するとき	介護保険被保険者証をご持参ください。 要介護認定を受けている方には、新しい住所地で引き続き認定を受けるために受給資格証明書を発行します。

横手市における地域包括ケアシステム

()の中は事業所数 令和5年4月現在数値



福祉と介護

広告

歩くこと 痛みを あきらめないで

こんな症状、お悩みがある方にオススメです

- 体力や筋肉の衰えを感じる事が多い
- 歩く際にふらつきがあり、外出が億劫になっている
- 立ち上がりや歩く際に関節の痛みが気になる etc...

人生の先輩を敬って護る 敬護の心。

ご利用者さまの痛みが和らぎ、やりたいことを好きなだけ楽しめる生活が送れるように全力でサポートします!

歩行特化型リハビリ半日デイサービス

コンパスウォーク

横手店・大曲店

横手店 TEL. 0182-23-9423
横手市安田字堰添58番地1(13号線南部家数棟となり)

大曲店 TEL. 0187-73-7976
大仙市花館字鶴田65(105号線いっしゅえつとまるしえ様から大曲方面へ150m)

お申込みのお電話お待ちしております **無料見学受付中!**

見学可能時間: 午前9時~午後4時30分(土日休み)

株式会社: 福分 リハプライムFC
コンパスウォーク大曲・横手、訪問看護横手運営

コンパス訪問看護横手

私たちは、親・祖父母世代を『敬って護り』これまで育ててもらった『恩返し・恩送り』を訪問・訪リハ(在宅医療)で行います。また、個性がある子供達(疾患を持つ子供達)の未来も護り、ご両親をサポートします。

敬愛 寄り添い 思いやり 訪問看護 訪問リハビリ

訪問看護おすすめの方

- ☑ 自宅で点滴をしたい
- ☑ 入院したくない
- ☑ 介護に不安がある
- ☑ 痛みで悩んでいる
- ☑ 床づれや傷ができた
- ☑ 又はできたことがある
- ☑ 誰かに話を聞いてほしい
- ☑ 最期まで自宅で過ごしたい

訪問リハビリおすすめの方

- ☑ 転びやすくなった
- ☑ 体力がなくなった
- ☑ もっと運動がしたい
- ☑ 細かい作業をしたい
- ☑ デイでしか運動しない
- ☑ 外出したくない
- ☑ デイに行く年齢でない

住所: 横手市四日町6-6
☎ : 070-6437-8383 お気軽にご連絡下さい

社会福祉法人 横手福祉会

さくら

- 特別養護老人ホーム ショートステイ
- デイサービスセンター ☎0182-38-8033 Fax.38-8035
- 特定施設 ☎0182-23-8602 Fax.23-8603
- 居宅介護支援事業所 ☎0182-23-8601 Fax.23-8603

横手駅、ユニオン、秋田銀行 駅前支店、ステーション ニッシキ ホテル、ゆうゆうプラザ、セントラルスポーツ、ゆゆうプラザ、ユニオン、秋田銀行 駅前支店、ステーション ニッシキ ホテル、ゆうゆうプラザ、セントラルスポーツ、ゆゆうプラザ

特別養護老人ホーム さくら、ショートステイ さくら、デイサービス さくら、特定施設 さくら、居宅介護支援事業所 さくら